

## 広報古河有料広告掲載要領

古河市広報掲載取扱要領に基づき、広告掲載の募集に必要な事項を次のとおり定める。

(名称)

広報古河

(規格)

A 4 版/36 ページ、全ページ 4 色カラー

(発行部数)

46,700 部/月、年 12 回発行

(掲載場所、掲載枠)

広報古河お知らせページの最終ページ、10 枠(縦 45 mm×横 85 mm)

(掲載料)

1 枠 30,000 円/月 (税込み)

※掲載料の 12 カ月分を一括納付する場合は、合計額から 1 割引きとする。

(掲載期間)

広報古河への掲載期間は 4 月～翌年 3 月までとする

(申し込み)

- ・ 1 申込者 1 枠までとする
- ・ 掲載期間は連続する 3 カ月を単位とし、同一年度内で 12 カ月を限度とする
- ・ 広報掲載による申し込みは年 1 回のみとし、掲載枠に空きがある場合は随時受け付けを行う
- ・ 申込者および申込者が所属する会社等に、古河市暴力団排除条例(平成 23 年条例第 32 号)第 2 条第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当するものがないことの宣誓書を提出する

(抽選)

申込みが複数あるときは、第 1 枠から順に選定するものとし、その選定方法は、次の優先項目による順位付けによるものとする。ただし、同順位が複数あるときは、抽選により選定する

- (1) 第 1 優先 申込み月数が多い申込者
- (2) 第 2 優先 市内において事業等活動を行う申込者

(入稿)

広告のデータについては、JPEG・PNG・PDF のいずれかとし、広告掲載決定から原則 15 日以内にシティプロモーション課に提出を行う。また、掲載データに変更がある場合は、掲載希望月の 1 カ月前に変更データを提出することとする

(その他)

広報古河の広告ページ内に次の文章が入ります

「広告内容に関する質問などについては、広告主に直接問い合わせください」